

労働安全衛生法等の改正について

労働安全衛生法等の一部改正する法律案

○個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

(略)

○職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

労働者数50人未満の事業場についてストレスチェックの実施を義務とする。(施行は3年後以内)

○化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 一定の有害性の低い物質に限り代替化学名等の通知を認める。なお代替を認める対象は成分名に限る。
- ③ 個人ばく露測定を作業環境測定の一つとし、作業環境測定士等による適切な実施を図る。

○機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

(略)

○高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が指針を公表する。

労働施策総合推進法等の一部を改正する法律案

○治療と仕事の両立支援の推進【労働施策総合推進法】

事業主に職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課し、指針の根拠規定を整備する。

今後の熱中症対策について（案）

基本的な考え方

見つける



判断する



対処する

現場の実態に即した具体的な対応

現場における対応

「体制整備」、「手順作成」、「関係労働者への周知」を事業者には罰則付きで義務付ける。

- 1 熱中症のおそれがある労働者を早期に発見するための、連絡報告体制（連絡先や担当者）を事業場ごとに定め、関係労働者に周知する。
※職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等により効率的に「熱中症の症状がある労働者を見つけるための措置を通達で推奨する。
- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速、的確な判断が可能となるよう、以下の事項を定めて関係労働者に周知する。
 - ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置

- ・ 「報告体制の整備」、「実施手順の作成」、「関係労働者への周知」は、「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間以上の実施」が見込まれる作業を対象に罰則付きで義務化する。
- ・ 上記作業に該当しない場合であっても、作業強度や着衣状況等により熱中症のリスクが高まる場合は上記に準じた対応を推奨する。
- ・ 同一作業場において、労働者以外の作業に従事する者についても上記対応を講じる。